

## 決議案第3号 (原案否決)

放置自転車の業務上横領事件の真相を公表し、不祥事の再発防止を求める決議

放置自転車の業務上横領事件は、平成23年4月、逗子警察署から職務質問を受けた者が乗っていた自転車が、盗難車であることが判明し、さらに逗子市放置自転車保管場所の「職員から譲り受けたもの」と主張したことから、事件が発覚した。

市は、平成23年第2回定例会で、議員の質問に一度は事実を否定したが、市民と職員から寄せられた内部情報が示されると、警察の捜査を受けている事実を認めた。

盗難車の当該自転車は、平成20年1月31日に放置自転車として回収され、同年3月には市から逗子警察署に照会され、盗難車であることは確認されていた。

ところが、当該自転車は、保管場所では廃棄処分の自転車とみなされ、職員の説明では、保管場所で職員の健康維持のために乗られていた。また、職員は保管場所に遊びに来ている者から、「貸して欲しいと言われ貸したものだ」と主張しており、当該自転車を譲り受けた者との主張との間では相違がある。

しかし、放置自転車を職員の判断で貸し出す制度はなく、職員の説明では約3年以上にわたり自転車を貸していたことなる。このことから真実は職員が譲渡したものと考えるべきである。

そのため、市当局の内部調査後に提出した警察への「被害届」でも「自己が所有する目的で横領した事実が判明した」と断定されている。

警察による捜査が終了し、平成23年7月8日書類送検され、検察当局の判断は、当該職員は起訴猶予の不起訴処分となった。

市による内部調査後、事件当時の上司を処分した。ところが、「逗子市懲戒処分に関する要綱」の規定では「業務上横領は免職」となっているにもかかわらず、当該職員が、書類送検を前に依願退職したことを理由に市は、処分を行わなかった。その上、6月末の退職日までの期間、有給休暇まで与えていた。さらに事件と処分について、一切公表しないことを決めている。

業務上横領事件に対する市長の姿勢は、事件発覚以来、自らの責任を回避しようとし、さらに事実を隠ぺいしようとする姿勢もうかがえるものである。また、事件は行政への信頼を大きく失墜させた行為であり、市長は、その重大性を十分に理解すべき

である。

よって、逗子市議会は、市長に対し、市民からの信頼回復のため、次の事項を強く求めるものである。

- 1 放置自転車の業務上横領事件の真相を速やかに公表し、再発防止を図ること。
- 2 放置自転車対策の業務について、過去も含めて業務の調査を実施し、市民へ報告すること。
- 3 職員に対する法令遵守と服務規程の徹底を図ること。
- 4 当該職員の行為が地方公務員法にも反し、懲戒免職に値する事件であった以上、市長自らの責任を明らかにすること。

以上のとおり決議する。

平成23年9月30日

逗子市議会